

## 第23回浜田市農業委員会総会会議事録

平成28年12月22日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

### 1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡田 勝	3番 廣瀬 康友	4番 近重 良治
6番 三浦 万人	7番 牛尾 博美	8番 小川 明人	9番 佐々岡常喜
10番 大谷 数義	11番 齋藤 久行	12番 橋本 安延	13番 小谷 保雄
15番 小松原常雄	16番 三浦 寿紀	17番 狭間 延雄	18番 松山 純久
19番 安床 俊雄	20番 川方 耕治	21番 岡堂 正顯	23番 原田 和義
24番 神田 進	25番 岡本 嗣喜	26番 宮崎 龍生	27番 渡辺 弘之
28番 大屋 幸	29番 渡邊 弘登	30番 三浦 博文	31番 岩地 正男
32番 野上 省三	33番 佐々木京子	34番 玉田 一	35番 埴本 徹夫
36番 徳田マスエ	37番 岩田 功		

### 2. 欠席委員

5番 林 秀司	14番 岡本 健治
19番 安床 俊雄	22番 三明多佳志
29番 渡邊 弘登	31番 岩地 正男

### 3. 事務局出席職員 河野農地係長 柴田主任主事

久佐農業振興係長 森川主任主事

会 長 おはようございます。ただいまから第 23 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、5 番林委員、1 4 番岡本委員、1 9 番安床委員、2 2 番三明委員、2 9 番渡邊委員、3 1 番岩地委員、以上 6 名 の方から欠席の届出が出ております。

なお、本日の議事録署名者は、2 4 番神田委員、2 5 番岡本委員です。  
よろしく申し上げます。

会 長 それでは、議事に入ります。

議第 1 号、農業振興地域整備計画変更について、意見を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業振興地域整備計画変更について審議のうえ農業委員会の意見をいただきたいと思っております。

では、農業振興地域整備計画変更について農林振興課農業振興係久佐係長より説明させていただきます。

事 務 局 (農林振興課農業振興係、久佐係長、別添資料について説明)

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会 長 無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

続いて、議第 2 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法 第 1 8 条 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画

の策定について、審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思います。

では、農用地利用集積計画について、農業委員会柴田主任主事より説明させていただきます。

事務局

おはようございます。事務局の柴田です。よろしく申し上げます。

それでは座って説明させていただきます。

農用地利用集積計画（案）につきましては、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。12月分につきましては、利用権設定の期間が満了するもの、新規、再設定件数が多いため、事前に委員の皆さまへ資料の方を送付させていただきました。お持ちいただいた農用地利用集積計画（案）の方をご覧ください。

今回、申し出のありました利用権設定の総数は、87件218筆321,766㎡となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は12月27日を予定しており、利用権設定については開始日を1月1日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会長

無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員

～全委員 挙手

会長

ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会長

続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は三隅町古市場の田、1,020 m<sup>2</sup>です。場所は浜田市立三隅小学校から 約300m 北西の、上古市地区です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 23 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

2号について説明します。申請地は、資料5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は内村町の田、外2筆の田合計 1,539 m<sup>2</sup>です。場所は浜田市立美川幼稚園から約 600m 南西の、牛谷地区です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 209 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会長 　　ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、お願いします。

第2番 (岡田 勝 委員) はい、2番岡田です。以前から、●●さんが△△さんの田を耕作していましたが、このたび、△△さんの方から話があり、まとまりましたので、よろしくをお願いします。

2号、お願いします。

第6番 (三浦 万人 委員) はい、6番三浦です。この田は以前より、□□さんが耕作していました。今回、◎◎さんの体調不良により、まとまりましたので、よろしくお

願います。

会 長 以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたら願います。ございませんか。

会 長 では採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。

農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は長沢町の畑外1筆の畑合計528㎡です。場所は、長沢八幡宮から約100m北の長沢町1-1町内です。申請地は、農用区域外、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に貸集合住宅を建設にするものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま。

農地法第4条申請については、以上1件です。

会 長 ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたら願います。

1号、願います。

第17番 (狭間 延雄 委員) はい、17番狭間です。事務局さんと現地確認しました。地図には大きく書いてありますが、真ん中に家、両サイドが畑になっていますが、家を壊して立て替えるようです。何ら問題はありませんので、よろしく願います。

会 長 以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

会 長 では採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、三隅町三隅の畑外1筆の畑、合計537㎡です。場所はJR三保三隅駅から約900m南東の森溝上です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に店舗兼個人住宅を建設しようとするものです。生活排水は合併浄化槽を通じて水路へまた雨水等は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われれます。

続きまして2号について説明します。申請地は、資料10ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、熱田町の畑155㎡です。場所は浜田市立第2中学校から約500m南西の熱田1-1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われれます。

続きまして3号について説明します。申請地は、資料11ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、周布町の田2,747㎡です。場所は浜田河川国道事務所浜田国道維持出張所から約550m南の周布町1町内です。申請地は、農用地区域外、

都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を資材置場にするもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。

農地法第5条申請については、以上3件です。

会長 　　ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、お願いします。

第34番 (玉田 一 委員) はい、34番玉田です。説明がありましたとお

り事務局さんと現地確認しました。何ら問題はありませんので、よろしく

お願いします。

第6番 (三浦 万人 委員) はい、6番三浦です。事務局さんと現地確認しました。

何ら問題はありませんので、よろしく

お願いします。

3号は私の担当地区です。資材置場の件でございますが、山間で日当たりも悪く、耕作されてい

ません。何ら問題はありませんので、よろしく

お願いします。

以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かござい

ましたら

お願いします。

ないよう

ですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 ～挙手 多数

会長 　　ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会長 　　続きまして、議第6号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 　　それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が

認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料は13、14ページ、図面番号⑦と⑧をご覧ください。申請地は、国分町の畑、外5筆の畑合計1,945㎡です。場所は県立浜田養護学校から約850m北西の、国分町1町内と同じく県立浜田養護学校から約200m北西の国分町唐鐘5町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

つづきまして2号について説明します。資料は15ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、三隅町井野の田、外2筆の田合計499㎡です。場所は、市立弥栄中学校から約2.5km西の、三隅町井野上小原地区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

場所は、浜田市不燃物ゴミ処理場から約350m西の生湯2町内です。当該申請地は、昭和年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

つづきまして3号について説明します。資料16ページ、図面番号⑩をご覧ください。申請地は、三隅町井野の田、外6筆の田合計1,759㎡です。場所は、先ほどと同じく市立弥栄中学校から約2.5km西の、三隅町井野上小原地区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

つづきまして4号について説明します。資料は17、18ページ、図面番号⑪と⑫をご覧ください。申請地は、金城町小国の畑、外6筆の田畑合計859.61㎡です。場所は、柚根生活改善老人福祉センターから約170m南の金城町柚根です。当該申請地は、S58年より耕作放棄され、現在は原野化しています。

転用統制外証明願は、以上4件です。

会 長      ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号については三明委員ですが、本日欠席でございますので、事務局の方で説明をお願いします

事 務 局      はい、1号についてですが、三明委員さんと現地を確認しようと思いましたが、山の奥でありまして、「航空写真でも仕方がない」との結論に至りました。

会 長      2号、3号お願いします。

第32番      (野上 省三 委員) はい、32番野上です。事務局さんと現地確認しました。



写真の通り原野化していますので、問題は無いと思います。よろしく願いいたします。

会 長 4号、お願いします。

第23番 (原田 和義 委員) はい、23番原田です。事務局さんと現地確認しました。事務局さんの説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。ごさいませんか。

会 長 転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、協議・報告事項について 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。

1号は、資料20ページ、図面番号⑬をご覧ください。届出地は、金城町波佐の畑、333㎡の内4㎡です。場所は、ホテル湯館グランドゴルフ場から約50m東の波佐の三栄地区です。この届出は、平成28年12月26日から平成29年1月24日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

続きまして公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。

1号について、説明します。資料22ページ、図面番号⑭をご覧ください。届出地は、三隅町井野の田、937㎡です。場所は、三隅のライスセンターから約100m南の東下今明です。この届出は平成28年11月28日から平成28年12月30日までを廃土期間として、平成28年度地すべり対策事業浜田第3期地区排土工事で発生する廃土810㎡で届出地を埋め上げ、工事後には農地として整備されます。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

ごさいませんか。

会 長

では報告を終わります。

会 長

その他事務局からありましたらお願いします。

事 務 局

別添、事務連絡をご覧ください。

1点目は確定申告に伴う農業新聞の領収書の発行についてです。

何人の方からお話をいただいておりますが、来年の確定申告書の資料となります、全国農業新聞の領収書についてですが、来年1月の総会案内時に送付をいたします。現在1月6日を想定しております。これで都合の悪い方は事務局にご連絡ください。

2点目は平成29年度農業委員会手帳の配布についてです。中に身分証明書があり、写真を添付しております。氏名・生年月日・住所はご自分でご記入ください。

3点目は集落営農推進研修会についてです。別紙パンフレットのとおりに来年の1月15日に合庁で研修会が開催されますので、興味のある方や集落営農を始めたい方等にご案内していただき、参加していただきますようお願いいたします。参加は任意ですので農業委員会から旅費等はお出しいたしません。

なお、総会終了後、島根県農業会議の杉原氏より農業者年金の推進活動の願いとお礼について話をされますので委員の皆様はこのままお待ちください。

事務局からは以上です。

会 長

そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。

ありませんか。

以上を持ちまして、第23回総会を終了します。

終了 午前10時25分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員